

平成21年第4回教育委員会記録

平成21年3月13日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年3月13日(金) 午後4時00分～午後4時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏雄之助 職務代理者 宮坂公夫
委員 大橋辰雄 教育長 井出隆安

欠席委員 委員 安本ゆみ

出席説明員 事務局次長 小林英雄 教育改革担当長 森 仁 司

庶務課長 中村一郎 教育人事企画長 種村明頼

教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井鉄也 学校適正配置担当課長 徳嵩淳一

学務課長 加藤貴幸 社会スポーツ課長 森田師郎

郷土博物館長 村上茂 済美ン教育一長 小澄龍太郎

中央図書館長 和田義広

事務局職員 庶務係長 佐藤則幸 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第9号 平成20年度杉並区指定・登録文化財について

(報告事項)

- (1) 平成20年度杉並区学校文化荣誉顕彰について
- (2) 平成20年度杉並区スポーツ荣誉顕彰について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第9号 平成20年度杉並区指定・登録文化財について・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 平成20年度杉並区学校文化荣誉顕彰について・・・・・・・・・・ 6

(2) 平成20年度杉並区スポーツ荣誉顕彰について・・・・・・・・・・ 7

委員長 ただいまから平成21年第4回教育委員会定例会を開催いたします。

安本委員は、本日ご都合が悪く、欠席とのご連絡をいただいております。

本日の議事録の署名委員は大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が1件、報告が2件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。日程第1、議案第9号「平成20年度杉並区指定・登録文化財について」を上程し審議いたします。社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうからは、ご案内にございました議案第9号について説明させていただきます。1ページをおめくりいただけますでしょうか。

登録文化財2件、そのうちの1件を指定文化財として提案するものでございます。登録文化財につきましては、有形文化財と有形民俗文化財に分かれております。1つは考古資料であり、1つは信仰の種別になっております。考古資料につきましては、釜寺東（近隣第1）遺跡出土古墳時代遺物、1195点でございます。それから、信仰の種別のほうでございますが、阿佐谷北5丁目42番所在の民間信仰石造物、4基でございます。所有者等所在地は記載のとおりでございます。

なお、指定文化財につきましては、先ほども申し上げました有形文化財、考古資料でございますが、これについて指定をするものでございます。提案理由につきましては、省略させていただきます。1ページおめくりください。

まず、指定文化財、釜寺東（近隣第1）遺跡出土古墳時代遺物、1,195点についてでございます。

種類から年代等については記載のとおりでございます。説明、指定理由について簡単に申し上げます。恐れ入ります、もう1ページおめくりください。

上下カラー写真があります。上の状態が出土された直後のものでございます。それから、下の整形されているものがございますけれども、これが1,195点のうち、一定程度の形を整えて、今、保管されているものでございます。なお、このうちの1番右側上から2番目、ちょっと逆円錐になっているようなものがあるかと思いますが、これを甗（こしき）といいます。これは底が抜けておりまして、恐らく蒸すものに使ったのではないかとされているものでございます。それ以外の大型のもので後ろの6点、それから前の列のですね、今申し上げました甗（こしき）から3番目と1番左側、これが甕形（かめがた）土器というものでございます。鉢4点は左下隅のちょっと丸みを帯びた4つのものでございます。坏形（つきがた）土器が手前に並んでいる8点、土製支脚2点のうち1点が、先ほど申し上げました甗（こしき）の下にあるものでございます。概要でございますけれども、釜寺東（近隣第1）遺跡は、神田川の左岸台地上の方南2丁目6番付近に位置する遺跡で、東京都指定史跡の釜寺東遺跡及び中野区の向田遺跡を含めた神田川流域

でも最大級の古墳時代後期の集落址の一部と考えられております。

今回指定の対象資料は、平成16年度に実施された発掘調査によって発見された竪穴住居址からの出土品でございます。この住居址はかまどを持つこの時期の典型的な構造で、遺物は住居址の床面及びかまどの内部に残されたものと、住居が廃絶されて竪穴が埋没する過程で廃棄されたものでございます。特に、埋没した竪穴から出土した資料は、短期間に一括して廃棄されたものと考えられます。本住居地からは、土器などの遺物は1,195点出土し、そのうち坏形（つきがた）土器14点、甕形（かめがた）土器15点、甑（こしき）1点、鉢4点が復元されました。また、土器のほかには土製支脚2点が発見されております。これらの土器を、盛り付け、貯蔵、煮炊きなど、各種の用途に使われたものと考えられております。

指定理由でございますが、これらの資料は古墳時代後期、区内最大級の集落から出土したもので、特に、土器は豊富な器種のセットを構成しており、当時の生活を知る上で貴重な資料でございます。

以上が、釜寺東（近隣第1）遺跡出土古墳時代遺物の説明でございました。

2ページ、おめくりいただけますでしょうか。

次は、登録文化財についてでございます。阿佐谷北5丁目42番所在、民間信仰石造物でございます。1ページおめくりいただけますでしょうか。

今度は石造物の写真が掲載されてございます。一番右から順番にですね、正徳5年銘阿弥陀如来立像となっております。この4つの石造物を登録文化財として、登録していただければと考えているものでございます。1ページお戻りください。

種別等については記載のとおりでございます。説明及び登録理由をあわせて申し上げます。

この民間信仰石造物群は、阿佐ヶ谷村から井草方面への道、現在の早稲田通りと、天沼方面に通じる道の分岐点にある阿佐ヶ谷の庚申堂と呼ばれる祠内にあり、右から、正徳5年（1715年）銘阿弥陀如来立像、享保7年（1722年）銘地藏菩薩立像、元禄10年（1697年）銘庚申塔、宝永7年（1710年）銘地藏菩薩立像の順で安置されております。これらの石造物群は、今日でも近隣の住民の信仰の対象として大切に扱われており、清掃され生花が飾られております。

登録理由といたしましては、この民間信仰石造物は、近世中期における阿佐ヶ谷村の講の活動を示し、村の情勢を物語る重要な史料であり、近世中期初頭における阿佐ヶ谷村の民間信仰や文化・社会組織などを物語る資料として重要であるということが登録理由でございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございませうか。

宮坂委員 よろしいですか、一般論なんですけれども、具体的な問題じゃないんですが、こうい

う文化財について、これは指定すべき、登録をすべきだっていう意見は、一般区民からの申し入れなんですか。

社会教育スポーツ課長 いや、私ども文化財係のものがですね、調査いたします。

宮坂委員 調べてですね。

社会教育スポーツ課長 はい。

宮坂委員 わかりました。

社会教育スポーツ課長 それなりに、貴重性があるというものを順番にやりながらということになります。

宮坂委員 調べてですね。

社会教育スポーツ課長 はい。文化財保護審議会にお諮りして答申をいただきます。

宮坂委員 区民から、ここにこういうものがあるんだけど、これはどうだっていう声が出た場合は、調べに行くんですか。

社会教育スポーツ課長 もちろんそれはありますね。

宮坂委員 それで、妥当の場合は、さらに調査するということですね。

社会教育スポーツ課長 はい。ただ、まだリストには随分あるものですから、順繰りにということとやらしていただいています。

宮坂委員 わかりました。

委員長 この、釜寺東というのは、非常に有力な古墳地帯ということですが、過去にもいろいろと出ているんですか。

社会教育スポーツ課長 今から20年数年前ですけども、今、方南2丁目公園というところで、埋設されております。それは、都の指定文化財になっております。

委員長 そうですか。

社会教育スポーツ課長 その遺物は、現在、郷土博物館にも陳列されております。

委員長 郷土博物館にあるんですか。

社会教育スポーツ課長 はい。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。特に異議がございませんので、議案第9号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議ありませんから第9号は原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「平成20年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから「平成20年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」ご説明申し上げます。

まず、この学校文化栄誉顕彰の目的でございますが、杉並区内にある小学校、中学校、これは区立に限らず、私立の小学校、中学校も含め、養護学校及び南伊豆健康学園に在籍する児童・生徒等が、文化活動に関し優秀な成績を収めた場合に、教育委員会がその栄誉を顕彰し、学校における文化活動の振興を図ることを目的に行っているものでございます。

顕彰の対象でございますが、今申し上げた学校に在籍する児童等で、文化活動の分野において優秀な成績を収め、かつ文化栄誉顕彰審査委員会、これは教育委員会事務局内で事務局次長をキャップにですね、小学校、中学校、さらには私立の校長会の代表にも来ていただきまして、こういった審査会を設けてございますが、その審査会が顕彰することを適当と認めた個人または団体に贈るものでございます。

顕彰の方法としては、その被顕彰者に対して文化栄誉賞を授与するということにより行ってございます。

今年度の被顕彰者でございますが、2月19日に審査委員会で受賞者を別紙のとおり決定をいたしました。個人受賞者として54名、団体受賞が2団体ということでございます。

表彰式につきましては、昨日3月12日、委員の皆様方にもご出席いただきましたが、3時30分より、表彰式を行いました。別紙のほうに、昨日表彰を受けられた児童・生徒の方々のお名前、それから学年、学校名、さらにはどのようなコンクール等で賞を受けたのかということを一覧にしております。

昨日は、おかげ様で多くの学校関係者の方々、父兄の方々にもお越しいただき、盛大に子表彰式を行うことができました。教育委員の皆様方にも改めてこの場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

私からは以上です。

委員長 今のご説明についてご意見、ご質問ございましょうか。

例年に比べて多いんですか、少ないんですか。

庶務課長 今年度は、記載のとおり数字なんですが、19年度は個人55件、団体が5件と団体は多かったんです。それから、18年度は個人が66名、団体はゼロでした。大体、例年どおりかなというところですよ。

委員長 私も、盛大な表彰式でお祝いを申し上げたんですが、感想を言いますとですね、俳句が

結構多かったですよね。俳句は短いですからね、どういう句だったかっていうのをちょっと書いてくださるとですね、なるほどと思うような句もあるんじゃないでしょうか。

それから、標語みたいなものも短いですから、そういうのはちょっと書いてあればいいなと思います。作文なんかは長いですから、とてもできませんけれど、そのような印象を持ちました。

庶務課長 おっしゃるとおりです。できる限り作品についても、これからご紹介ができればと思います。

委員長 ちょっと書いてあればですね、一言書いてあると親しみがわくと思いました。

それでは、これも特にご意見もご質問もないようですので、この聴取はこれで終わります。

続きまして、「平成20年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」のご説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから、「平成20年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、ご報告させていただきます。

目的でございますが、体育大会などにおいて優秀な成績を収めたものに対して、その栄誉を顕彰し、もって、杉並区におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的とするものでございます。

顕彰の基準でございますが、記載のとおりでございます。昨年4月1日から、今年の3月31日までの間に開催された、全国、関東地区または東京都の大会、あるいは世界大会もございましたけれども、その中で優勝もしくは入賞したものでございます。顕彰の基準は記載のとおりでございます。成績については、東京都大会を優勝もしくは準優勝、関東地区大会は3位以上、全国大会は入賞以上ということになっているものでございます。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときには、上記基準のほかに個人又は団体を顕彰することができるという規定になっているものでございます。

被顕彰者の選考につきましては、スポーツ栄誉顕彰審査会において選考いたしました。今年の1月22日に行ったものでございます。

顕彰の方法でございますけれども、被顕彰者に対しスポーツ栄誉章（賞状）を授与することにより行います。なお、副賞として個人受賞者には記念メダル、団体受賞者には楯をお贈りしております。

被顕彰者数は、39組、256名でございます。別紙を後ほどご覧ください。

授与式につきましては、委員の皆様のご出席を賜りまして、3月6日午後6時半から行ったものでございます。

なお、上記に加えまして、9月6日、「東京杉一クラブ」（選手数12名）に対し、先にスポーツ栄誉章授与式を行っているものでございます。これは、全国大会1位になったということで、

中杉通りでパレードも行いました。

もう1枚めくっていただきますと、それぞれの大会、あるいは受賞者のお名前が出ております。

確か、2万人を超える区民の参加がありまして、その中の39組、256名ということで、例年より若干少なめではございましたけれども、過去に比べると相当レベルが上がってきているなという感想を持っているものでございます。

以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございますか。

大橋委員 難しい話ではないんですけども、これは申し込んでくるんですか、全部探すんですか。

社会教育スポーツ課長 基本的には、各団体なり学校等に案内をお送りいたしまして、それで自薦といいますか、学校推薦なり団体推薦が基本です。個人で自薦という場合もないことはないんですが、基本的には団体推薦です。

大橋委員 国学院久我山とかね、全国高校サッカーとか出ていましたもんね。それで、Jリーガーも出たとかって、昨日お聞きしたんですけど、こちらには出ていないですもんね。

社会教育スポーツ課長 いずれにしても、推薦が上がってきませんと把握が難しいという面はあります。ここはどうして拾わないんだとかとやり出すと、本当に収拾つかなくなるものですから、やはりきちんとした基準に基づいて、ご推薦いただいたところからということでやらしていただいたものでございます。

大橋委員 ありがとうございます。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 では、これで報告の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、何かございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、3月25日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

委員長 それでは、これで本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。